

## 第6章 計画の推進

### 1. 推進体制

計画の推進にあたっては、「第4章計画における基本方針」に基づき実施する。

#### (1) 公共施設等の管理運営の現状

公共施設等の維持管理(営繕補修を含む)や公共施設等の運営(施設サービスや活動等)については、各施設等の所管部署が個別に実施している。

また、各施設等にかかる更新、修繕、維持管理の履歴等の保全データについても、各施設等の所管部署が個別に管理をしている状況である。

#### (2) 庁内推進体制の整備

これまで、公共建築物の改修や維持管理、インフラ資産の長寿命化等については、それぞれの分野で個別に取組みが進められてきた。本計画策定後の庁内推進体制としては、計画の進行管理と公共施設等にかかる更新、修繕等の年度計画の実践、管理等を一つの部署で一体的に実施していく、ハード面の事業評価が可能な専門部署の設置を検討する。専門部署の設置が難しい場合は、施設総括管理を行う担当部署を設定した上で、公共施設の更新や大規模改修等の実施にあたって庁内横断的な意思決定や調整を図るための検討部会等の創設を含めた組織づくりの整備を行う。

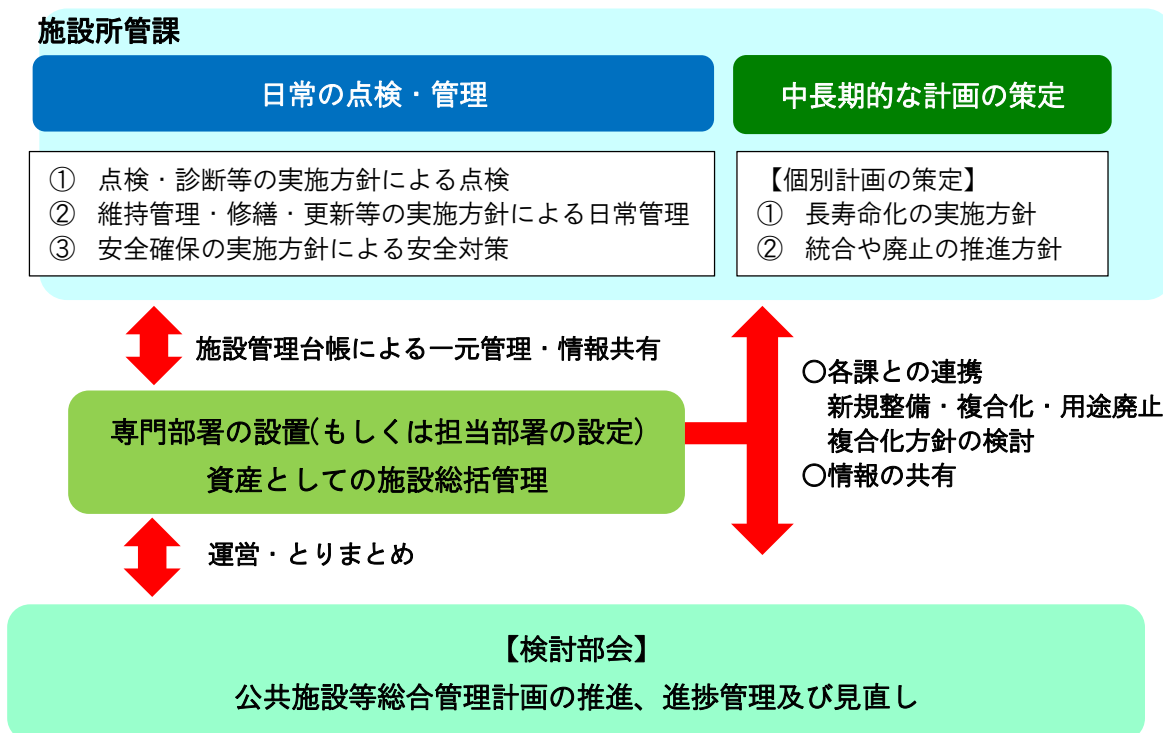


図 庁内推進体制

## 2. 計画の進め方

### (1) フォローアップの推進

今後、本計画は個別の施設類型ごとに策定された長寿命化計画等に基づくフォローアップを実施し、適宜の見直しと内容の充実を図っていくものとする。公共施設等総合管理計画について、見直しを実施した場合はホームページ等で公表し、住民への説明が必要な場合は必要に応じて説明を行う。また、今後の財政状況や社会環境の変化があった場合にも同様に、計画の見直しを行うものとする。

### (2) PDCA のマネジメントサイクルに基づいた推進計画の見直し

推進計画の定期的な検証と見直しにあたっては、推進計画の策定(Plan)、アセットマネジメントの取組みの実施(Do)、実施結果の検証(Check)、推進計画の見直し(Action)といった、PDCA のマネジメントサイクルに基づいて実施し、次期計画期間に更新時期を迎える公共施設の複合化等についても併せて検討を行う。実施結果の検証では、推進計画の進捗状況の評価や施設老朽化度の判定等、取組みにより目標とする成果が現れているかといった視点での検証を行う。

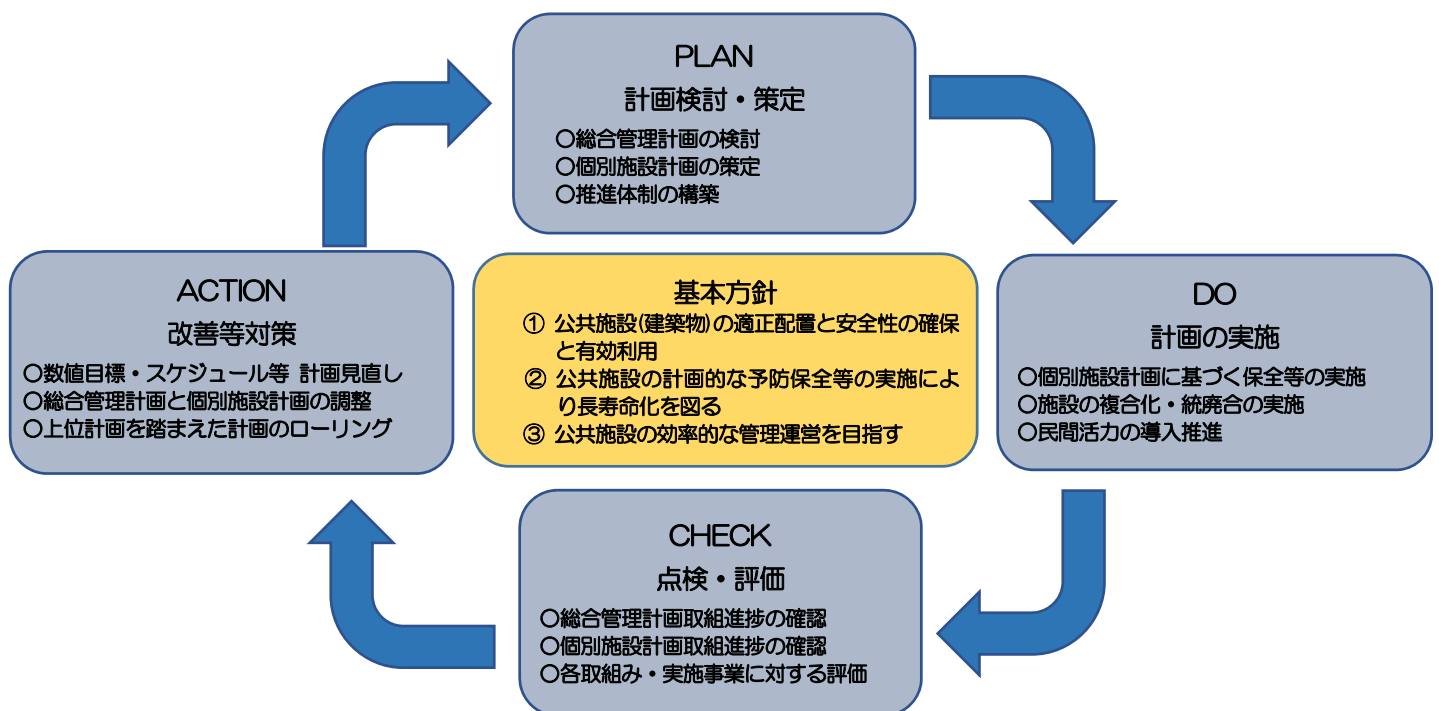


図 総合管理計画の推進に向けた体制及びPDCAサイクルイメージ